## 参考文献

- 1) Ichihara T, Motomura N, Ogawa K, et al.: Compton scatter compensation using the triple energy window method for single- and dual-isotope SPECT. J Ncul Med, 34, 2216-2221, (1993).
- 2) 鈴木茂人: SPECTにおける不均一媒質に対する吸収補正. MEDICAL IMAGING TECHNOLOGY, 14(1), 80-87, (1996).
- 3) Chang LT: A method for attenuation correction in radionuclide computed tomography. IEEE Trans Nucl Sci, 25, 638-642. (1978).
- 4) 尾川浩一: γ線による透過型CTデータを用いたシングルフォトンECTにおける吸収補正. 核医学, 22, 477-490, (1985).

- 5) 髙橋正昭,関戸雄一,中川原譲二,他:平成8年度北海道 脳SPECT研究会
- 6) 中川原譲二:SPECT機能画像. 64-71, メディカルビュー 社, 東京, (1998).
- 7) 飯田秀博, 髙橋正昭, 木村信篤, 他:Effects of compton scatter in quantitative brain SPECT. J Nucl Med, 33, 143-151.(1996).

## 

佐々木健 厚生省医薬安全局安全対策課

## 1. 問題の所在

核医学吸収補正用線源にかかる医療法上の問題の所 在は二点ある.

一点目は,使用の場所の制限である.吸収補正用線源は,現行の医療法施行規則上,診療用放射線照射装置か診療用放射線照射器具に分類される.SPECT装置を使用する際に,放射線医薬品を患者に投与する必要があり,この投与は,診療用放射線同位元素使用室内で行わなければならない.現在,医療法施行規則第30条の14の規定により,診療用放射線同位元素使用室で診療用放射線照射装置と診療用放射線照射器具を使用することはできない.

二点目は、診療用放射線照射装置の防護である. 補正用線源が診療用放射線照射装置に分類される場合、医療法施行規則30条の3の規定により、照射口には適当な二次電子濾過板をもうけることや、照射口は診療用放射線照射装置使用室の室外から遠隔操作によって開閉できる構造のものとすることが求められている.

## 2. 検討の経緯と今後の展望

医療放射線を取り巻く種々の問題を検討するため.

平成10年1月に医薬安全局長の私的懇談会として「医療 放射線安全管理に関する検討会 |が設置された.

本検討会は、① 在宅医療の推進、② 規制緩和の推進、③ 新しい医療技術への対応、④ 放射線防護に関する国際防護への対応、⑤ 放射線治療における放射線防護の適正化の課題、について検討している.

平成10年12月25日に開催された第6回検討会において,吸収補正用線源についての臨床上の有用性につき報告がなされた.

その報告を受け、本検討会に新しい医療技術の取り 込みに関する作業班を設置し、その場で吸収補正用線 源の安全性や法令上の問題点につき検討を行った.

平成11年3月29日に開催された第7回検討会において、当該作業班より検討の成果が報告され、それを踏まえて検討会でご議論いただいたところであり、基本的には、吸収補正用線源についても使用可能となるよう医療法施行規則を改定することとなった.

今後、細部の詰めを行い、放射線審議会に諮問し 答申を得た後、医療法施行規則の改正を行っていく 予定である.